資料3－1

みんなの公共サイト運用ガイドライン改定に関する研究会

論点①②③,④

令和8年11月6日（金）

みんなの公共サイト運用ガイドライン改定事務局

論点サマリー

前回継続

① 対象範囲の見直しの検討

② 目指すべきゴール（適合レベルと対応度）の見直しの検討

③ 取組期限の見直しの検討

新規

④ 試験のあり方の見直しの検討

各概要

① 対象範囲の見直しの検討

（2025調査報告書「2-4-3.運用ガイドライン改定に向けた論点」より抜粋）

（2）公式ウェブサイト以外のウェブコンテンツの対応推進

現行の運用ガイドラインにおいて、公式サイト以外を含む組織全体のウェブコンテンツを対象としているが、令和7年度に実施した公的機関アンケート調査によると、6割以上の公的機関が関連サイト等の取組を行っていない。

運用ガイドライン改定において、公式サイト以外を含む全てのウェブコンテンツ（ウェブサイト、ウェブシステムなど）のウェブアクセシビリティ確保に取り組むことをどのように求めるか、検討する必要がある。

（3）取組内容の拡充

令和8年度以降に予定されているJIS X 8341-3の改正により、対応すべき達成基準が追加される見通しである。

また、現行の運用ガイドラインにおいて、PDF掲載情報のウェブアクセシビリティ確保について言及しているが、令和7年度に実施した公的機関アンケート調査によると、5割以上の公的機関がPDFの提供情報について配慮を行っていないことがわかっている。

このほか、令和7年度に実施した有識者との意見交換において、取組内容の拡充に関する意見があった。（例：スマートフォン向けアプリケーション、文化審議会「公用文作成の考え方（建議）」との

連動）

(抜粋ここまで)

本年度のヒアリング結果

特設・関連サイトの対応

- CMS 外で作る特設サイトについては、必ず公開前に AA 準拠するよう指示・チェックしているため問題ないという認識だが、実態までは詳しく把握できていない
- CMS 受入時に、アクセシビリティ未対応サイトは受け入れない」と案内しているが、公開後の運用責任は各現業課室にある。現業課室に知識がないため、運用中にアクセシビリティが低下・劣化する事態が生じている。
- 特設サイトなど、CMS 外で作られたページについてできあがってきたものについて詳しく見る機会は少ない
- 各所管課が作るウェブサイトやアプリについて、周知という意味で報告があったりはするが、ウェブアクセシビリティについての相談やガイドラインの共有等は、今まであまりない印象

PDFファイルの対応

- 記者発表資料などは PDF 化のままで HTML 化できていない。納期が短く、各部門が書いたものをそのまま上げるためアクセシブル対応が進んでいない
- 日常的に PDF を掲載する際も、PDF 単体ではなく必ず本文に概要やコメントを記載するようにしている
- 地震等の災害ページは作成速度や現業の作業負荷の軽減から、PDF 掲載が多くなる課題がある
- PDF については、人的リソース部分で HTML 化への対応が難しいところもある
- PDF の HTML 化は進めているところ。HTML で掲載すると海外のシンクタンク等でリンクを貼ってくれる場合があるので、その旨を担当者に伝えるようにしている
- 即時性があるものは PDF を添付して情報提供する形になってしまうこともあるが、そうではないものに関しては、なるべく表を用いてウェブページ本文で掲載すべきと思っている

アプリ／SNS／動画について

- アプリについては広報課として統制しておらず、受託している部門が独自で出しているものがあり、チェックはできていない
- 他部署ではアプリを作っているところはあるが、詳しい実情は認識していない
- SNS や動画については X、Instagram、YouTube、note 等を利用している。YouTube の字幕などはつけるよう指示しているが、note の公式記事の画像に代替テキストが載っている

かと言われると、おそらくチェックできていない。

- SNS で発信する画像に代替テキストを付けるフローは組み込まれていない認識
- 広報室では投稿画像の音声対応確認まで徹底するのは難しいが、地震関連等で X の投稿をウェブサイトに転載する際は、手作業で代替テキストを補填して掲載。
- SNS の対応状況については他の班管轄のため認識していない

（ヒアリング結果ここまで）

〈議論のポイント〉

- 現行の対象範囲の見直しの必要性について

(ア) 現ガイドラインでは“各団体の公式ホームページ（公式ホームページのスマートフォン向けサイトを含む）について最優先で対応することとし、その他についても優先順位を検討し、速やかに対応を行ってください。”とはあるが、公式ホームページのみであってもなかなか取組が進んでいないと感じている自治体や機関が多い中、対象範囲を見直す必要はないか。

また例えば対象範囲は変えず、公式ホームページ以外の関連サイトの優先度付けやその中での範囲の優先度（最低限の提示）などを検討することで取組が進む可能性があればそれも検討すべきか。

(イ) 新JISではスマートフォンやタブレットを想定した達成基準が追加されるが、スマートフォン向けアプリケーション（ネイティブアプリ）についてはどのように言及すべきか検討する必要はないか。

(ウ) 公式ホームページ以外にSNSでも情報提供をする公的機関が増えてきているが、SNSで発信するコンテンツに関する記載を追加する必要はないか。

② 目指すべきゴール（適合レベルと対応度）の見直しの検討

（2025 調査報告書「2-4-3.運用ガイドライン改定に向けた論点」より抜粋）

(4)目指すべきゴール

現行の運用ガイドラインでは、AA 準拠、ウェブサイト全体、組織の提供するウェブコンテンツ全てといった内容を、最終的に到達を目指すべきゴールとして示している。この点について、令和7年度に実施した公的機関ヒアリング調査では、運用ガイドラインで目指すべきゴールが示されることが、組織の中で取組の理解を得る拠り所となり有用であるとの意見があった。

なお、組織内の理解、対応工数確保、コンテンツ数や問題の数等の事情があり、目指すべきゴールに一度に到達することが極めて困難な場合が多い。組織としての取組を目指すべきゴールに向けて段階的に成熟していくこと、個々のウェブサイトのウェブアクセシビリティ確保の取組実施状況を目指すべきゴールに向けて段階的に高めていくこと、それぞれを求めることが重要となる。

（抜粋ここまで）

本年度のヒアリング内容

毎年試験を実施しているためおそらくレベル AA は達成できると思うが、レベル AAA は困難。

- ガイドラインの難易度は情報室レベルには適切な詳細度だが、単発でサイトを作る現業課室の担当者には難しすぎる印象
- 何から手を付けていいかわかりにくいため、順序だててすべきことを整理してほしい
- 現実的な目標の設定をしてほしい
- AA 達成できないので、やらなくても仕方がないという風になってしまうよりは、より取り組みに進めやすい目標があった方が良いのではないか
- 全庁的にこのウェブアクセシビリティを達成するための仕様の文言を統一して考えて、各事業者、各所管の契約ごとに独自で達成していっていただいた方が現実的かなと思う

ヒアリング結果ここまで

- 〈議論のポイント〉

(ア) 目指すべきゴールである基準の見直しの必要性、または段階的対応の具体化の検討

JIS X 8341-3 レベルAA 準拠 が目標であることは理解されているが、現実的にレベルAAの基準を満たすことは困難と考える自治体等が多い。

一方で、取組を進められている団体もあるため、その歩みを止めないためにも、目指すべきゴールのレベルを落とすのではなく、段階的なゴールを具体的に明示するなど中間ゴールを設定することで取り組みやすくなる可能性はないか。

③　取組期限の見直しの検討

（2025 調査報告書「2-4-3.運用ガイドライン改定に向けた論点」より抜粋）

(6)取組の期限

2010年、2016年の運用ガイドラインでは、期限を設定し取組推進を求めた。この点について、令和7年度に実施した公的機関ヒアリング調査では、運用ガイドラインで何らかの具体的な期限が示されることが、組織の中で取組の理解を得る拠り所となり有用であるとの意見があった。

運用ガイドライン改定において、この点をどのように取り扱うか、検討する必要がある。

（抜粋ここまで）

本年度のヒアリングより

- 取り組みの期限については目標が高いものであるため、段階的な方が進めやすい。
- 一担当としてはハードルが高いというところもあるので大変かなという印象はあるが、ウェブアクセシビリティの本質を達成するためには期限を設けないとなかなか動き出せない自治体もあるため、そこについては必要だという認識
- 期限があることによって、危機感の醸成や、他の事業と関連して注視していこうという動きにはなりやすいかなとは思う

（ヒアリング内容ここまで）

〈議論のポイント〉

(ア) 取組期限再設定の検討

「期限が明示されると取組の理解を得る上で拠り所となり有用である」という声がある一方、ヒアリングによると「期限があっても現実的に守ることが難しい」という意見があった。論点①②と合わせて、段階的かつ現実的な期限の設定をすることは可能か、

また、いつまでに、ではなく例えば、取組開始から何年以内に、などの目安を設けることは可能か。

その他関連する意見

推進根拠について

- 「これをやらないと障害者差別解消法に違反する、公的機関には必須・義務である」と強く訴えて（明記して）ほしい。そうすれば社内で予算がつけやすくなる
- 「推奨」などの曖昧な用語だと予算が通りにくい
- 予算会議で『法律で定められているのか？』『やらないと罰則があるのか？』と問われる。他対応とのパイの取り合いになるため、いかに必要性を訴えられるかがポイントになる

- 「障害者・高齢者配慮」や「ユーザビリティ改善」と混同されがち。「情報を取得できないこと自体が人権侵害（情報保障の問題）」という強いメッセージを打ち出してほしい。
- 何がマストなのかを明確にしてほしい（予算要求の根拠にもできるため）
- 何を守るべきかの記載が無いため、そこが明確になっていると仕様書作成や予算要求に役立てることができる
- 重要性に対する一般的な理解があれば通りやすくなる ※義務ではないところが通りにくい一つの理由

【追記】前回の研究会を受けての修正点

- 優先すべきコンテンツは掲載している公式ホームページに限定せず、オンライン申請やオンラインのサービス利用までできることが必要であるという記載に修正。
- 上記を踏まえてあるべき姿の記載も修正。
- 対象範囲のわかりにくさを改善。公式、非公式で分けず、提供している場所とウェブコンテンツ例で記載をわけることで明確化。
- PDFについても、スキャンしたデータはNGという旨を明確化
- スマホアプリについての記載を修正
- レベルAA準拠について、AAAの内容も追記して修正
- 取り組み期限を、優先すべきコンテンツだけ明確に設定
  来年の9月にJISが改正され、そこから予算とり、2028年から本格的な取り組みを開始する自治体が多いのではないかと考え、2年の猶予を設け2030年度に設定した。（昨今の災害等を鑑みて早めがいいが現実的な作業期間を考慮して設定）
- 公式ホームページだけにとどまらない一気通貫した取り組みがより必要になることから、団体として、広報部門等ウェブサイト全体を統括する部門が全体を取りまとめするよう、「1.3.1取り組みの推進」に「団体全体の取り組みを推進するために行うこと」の項目を追加し、その旨を明記した。
- ウェブアクセシビティ方針、取組評価表、JIS試験結果の公表について、特にとりくい評価表の活用を推進するため、公表の必要性に関する記載を追記した。
- 取り組みの進め方を既存サイトの改善とリニューアルで分け、推奨する進め方を記載。
  ※サイト規模や体制によって進め方（進める規模）が異なり、パターンが多くなりすぎるため、ディシジョンツリー形式は対応を見送った。

【追記】懸念点

- 優先すべきコンテンツのみ期限を明記したが負担にならないか
- 団体としての取りまとめを、広報部門等ウェブサイト全体を統括する部門と明記したが現実的か？

・　スマホアプリ、PDFに関する記載は十分か？

④ 試験のあり方の見直しの検討

（2025調査報告書「2-4-3.運用ガイドライン改定に向けた論点」より抜粋）

(9)試験のあり方

令和7年度に実施した有識者との意見交換において、現行の運用ガイドラインが第三者による試験実施を推奨していることについて、見直しの必要があるとの意見があった。

令和7年度に実施した公的機関ヒアリング調査において、JISに基づく試験実施に関し、職員による実施が困難であること、新たな予算措置を必要としない対応としてホームページの運用保守を担当する事業者に依頼する方法があるが、客観性と専門性の担保が難しいとの意見があった。また、試験実施を客観性、専門性を確保した形で実施するために予算を確保する拠り所として、運用ガイドラインにおいて第三者による試験実施推奨の継続が必要であるとの意見があった。

(10)令和6年度までに実施した公的機関アンケート調査、公式ホームページのJIS対応状況調査によると、AA準拠という試験結果を公表している団体の公式ホームページに多数の問題が確認されている場合があることが分かっている。

障害者差別解消法の趣旨、運用ガイドラインの内容に基づく取組推進と、適切でない取組の是正を、運用ガイドライン改定において、この点をどのように求めるか、検討する必要がある。

（抜粋ここまで）

本年度のヒアリングより

- 第三者による試験の実施はできていない。運用を依頼している委託業者にお願いしている。
- 地方になると、アクセシビリティの知識をもった委託業者がいない、または限られるので第三者に依頼するのはハードルが高い。

（ヒアリング内容ここまで）

〈議論のポイント〉

(ア) 第三者(職員以外または運用担当業者以外)による試験の推奨を維持するか

(イ) 適切でない取組を是正するための手段の検討

外部事業者に向けて求める基準を明確にするなどの検討は現実的に可能か